

次期富山県環境基本計画の項目について（新旧対照表）

現行計画《第3次》(H23～R3)	次期計画（案）《第4次》(R4～R12)
第1章 総論 1 計画策定の背景 2 計画の性格 3 計画の期間 4 対象地域 5 計画の対象項目 6 富山県の自然条件と社会条件	第1章 総論 1 計画策定の背景 2 計画の性格 3 計画の期間 4 対象地域 5 計画の対象項目 6 富山県の自然条件と社会条件
第2章 計画の目標 1 目標 2 施策体系	第2章 計画の目標 1 目標 2 施策体系 ※ SDGs の考え方を活用して各種施策を推進する旨を明記
(新規)	第3章 重点プロジェクト（重点施策） <u>1 《環境×社会》</u> 全国のモデルとなった『レジ袋削減県民運動』に続くエコライフ実践の拡大に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・イタイイタイ病をはじめ困難な課題を克服 ・全国初レジ袋有料化が全国のモデルに ・これらが評価されG7 富山環境大臣会合、世界で最も美しい湾クラブ世界総会の開催地に ・高い県民の環境保全意識で、エコライフをさらに1段上へ <u>2 《環境×エネルギー》</u> ゼロカーボンとやまの実現に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化に伴う気候変動及びそれに伴う豪雨等の災害が顕在化 ・パリ協定が発効し、世界的に脱炭素に向けた動き ⇒本県もゼロカーボン推進宣言を各界と共同宣言 ・地域循環共生圏の考え方も踏まえ、脱炭素に向けた取組みを加速 ・気候変動適応法制定、適応策の推進が求められる <u>3 《環境×経済》</u> <u>地域資源を活用した持続可能な地域づくり</u> <ul style="list-style-type: none"> ・立山黒部ブランド化を推進 ・雪の大谷など世界に誇る景観、地域特有の生態系（ライチョウ等） ・世界湾クラブ加盟、世界からも高い評価 ・富山湾でしか捕れない海の幸（食） ・恵まれた水源、地域に根づいている水文化 ・めぐみ豊かな自然環境の保全は、（高付加価値な）観光など地域の活性化にも寄与すると考えられることから、この環境の次世代への継承が必要 ・地場産業の競争力維持・持続的発展を見据えた支援等が必要

第3章 環境の保全と創造に関する施策の展開

<分野ごとの施策の推進>

第1節 循環型社会と低炭素社会づくりの推進

- 1 廃棄物の発生抑制、循環的利用等の推進
- 2 温室効果ガス排出量の削減

※1、2項の内容を、それぞれ「節」に
独立して柱立て

- 3 環境教育の推進と環境保全活動の拡大
- 4 技術開発と調査研究の推進

第2節 自然環境の保全

- 1 自然保護思想の普及・啓発
- 2 自然とのふれあい創出
- 3 自然環境保全活動の推進
- 4 生物多様性の確保
- 5 人と野生鳥獣との共生

第3節 生活環境の保全

- 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止
- 2 環境改善対策の推進
- 3 県民等による自主的な環境保全活動の展開
- 4 環日本海地域における環境保全
- 5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

第4節 水資源の保全と活用

- 1 水源の保全と涵養
- 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用
- 3 水環境の保全
- 4 水を活かした文化・産業の発展

第4章 重点施策を支える環境施策の展開

第1節 脱炭素社会づくりの推進

- 1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進
 - ① 省エネルギーの推進
 - ② 再生可能エネルギーの導入促進
 - ③ 森林吸収源対策の推進
 - ④ 脱炭素型地域づくりの推進
- 2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進
- 3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）

第2節 循環型社会づくりの推進

- 1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進
 - 2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進
 - 3 循環型社会を目指す地域づくりの推進
 - 4 次世代環境産業の創出
- (第6節へ)
(第6節へ)

第3節 自然環境の保全

- 1 自然保護思想の普及・啓発
 - 2 自然とのふれあい創出
 - 3 自然環境保全活動の推進
 - 4 生物多様性の確保
 - 5 人と野生鳥獣との共生
- (ライチョウサポート隊の内容は第6節へ)

第4節 生活環境の保全

- 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止
 - 2 環境改善対策の推進
 - 3 県土美化活動の推進
 - 4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進
 - 5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信
- (環境保全活動については第6節へ)
(第6節へ)

第5節 水資源の保全と活用

- 1 水源の保全と涵養
- 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用
- 3 水環境の保全
- 4 水を活かした文化・産業の発展

<p><分野横断的な施策の推進></p> <p>第5節 県民・事業者・NPO・行政等が連携して取り組むネットワークづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域活動の活性化、NPO等の育成、活動参加の促進 2 事業者の環境保全活動の取組推進 3 各主体間での連携の促進 <p>第6節 持続可能な社会構築に向けた人づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅広い世代が参画する分野横断型の環境教育の推進 <p>第7節 環境と経済の好循環の創出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境付加価値による観光・地元産業等のブランドアップ、地域活性化 2 環境・エネルギー技術を核とした新産業の育成 <p>第8節 国際環境協力の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際的な環境モニタリング体制等の構築 2 環境保全のための技術情報の共有 3 国際環境協力を担う人材の育成 	<p>※ 分野横断的な施策については、現行計画の第5～8節の内容を1つの節に再整理</p> <p>第6節 各分野に共通する施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 環境影響評価</u> <u>2 技術開発と調査研究の推進</u> <u>3 環境教育等の推進（人づくり）</u> <u>4 各主体連携・協働による環境保全活動の拡大（仕組みづくり）</u> <u>5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）</u> <u>6 環日本海地域の環境保全、国際環境協力の推進</u> <u>7 環境情報の積極的な提供</u>
<p>第4章 環境資源の利用に当たっての配慮指針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般的配慮指針 2 事業別配慮指針 	<p>(削除)</p> <p>※ 趣旨は第6節第1項に記載</p>
<p>第5章 計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民、事業者、行政の役割とあらゆる主体の参加 2 計画の推進体制 3 進行管理 	<p>第5章 計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民、事業者、行政の役割とあらゆる主体の参加 2 計画の推進体制 3 進行管理